

# Securities News Digest

「」の Securities News Digest が、  
「」の ニューヨーク事務所が、米国等における最

近の証券関係の興味深いニュースを紹介  
したものである。

〔一九九六年一月一四日付〕

## 議会関係

共和党が上下両院支配を決めた  
ことで、グラススティーガル法  
撤廃への現実味が一層強まる。

長年同法の廃止を訴え続けてき  
たりーチ下院銀行委員長は僅差  
ながら一回目の当選を果し、  
一月からの議会で再び同法撤廃  
案を提案する意向。また、ダマ  
ト上院銀行委員会も金融制度改  
革を優先課題とすることを明ら  
かに。

## SEC関連

SEC、サーキットブレーカーの値幅の見直しに  
着手。現在二五〇ポイントの株価変動で二〇分、  
四〇〇ポイントで一日取引を中断するサーキット  
ブレーカー制度について、ルール設定時に比べ、  
株価が上昇していることから、発動の変動幅を拡  
大することを決定。一部の機関投資家から、値幅  
の大幅な拡大の要望があったものの、個人投資家  
への配慮から変更を見送っていたもの。

SEC、証券会社のデリバティブ業務損失懸念に  
対応すべく自己資本基準を見直しへ。レビット委  
員長はSIAの年次会合において「証券会社の所  
要自己資本算定には一層合理的なアプローチが必  
要である」と強調。リンゼー市場規制局長も「現  
行資本基準は一部の洗練されたヘッジ手法を考慮  
していない」と指摘。レビット委員長によると  
具体的な改革方針は定まっていないが、「見直し  
後にはおしなべて自己資本基準は引き上げられる

じことになる」とのこと。

SEC、電子企業情報届出・検索システム「EDGAR」の改革案募集を呼びかけ、EDGARは八四年に試験プログラムを開始し、九六年五月に本格稼働し、データ検索等一部機能は民営化されている。SECでは先般の証券改革法でのさらなる民営化を義務づけられているが、現行システムの見直しと民営化推進案を九七年一月二四日に受け付けること。

SEC、インターネット上の最初の株価操作訴訟を提起。SECの要請でワシントンの連邦裁判所は、システム・オブ・エクセレンス社長の資産凍結およびインターネット上で提供されていた電子ニュースレターの「SGA Goldstar」を停止。「SGA Goldstar」は、SECへ登録されていない株式であるシステム・オブ・エクセレンス社株をプロモートし、今年始めて二・五セント程度であった株価が五月に四ドル以上へと急騰後、SECか

ら取引停止となり、その後、五〇セント前後にまで急落。SECは、インターネット上での株価推奨および未登録有価証券の取引に関する不正について、今後監視を強めていく方針。

#### 取引所・自主規制機関等関連

シカゴマーカンタイル取引所、一九九七年初めにもインターネットでの取引を試験的に開始すべく準備中であることが判明。投資家がブローカーを通じて取引所に直接注文できるシステムで、アメリカ国内の取引所による大掛かりなインターネット取引のテストケースとなる。

#### [一九九六年一月二二日号]

##### 銀行監督機関・銀行証券分野進出等関連

リップバーアナリティカルの調べによると、銀行系のミューチュアルファンド資産は九月までの一年間で二五・六%増と、同期間のミューチュアルファンド業界の伸びの一四・二%を上回っていることから、銀行監督機関・銀行証券分野進出等関連の銀行業界の伸びの一四・二%を上回っていること

#### 証券業界関連

し、ナショナルマーケットに求めている基準と同等のコーポレートガバナンス基準（二名以上の社外取締役の任命、社外取締役が多数を占める監査委員会の設置等）の適用のほか、両マーケットへの登録企業に対し、財務基準を少なくとも五〇%以上引き上げることとしている。同案に対するコメントの締切日は一二月二〇日で、来年一月二六日のNASDAQの理事会に規則改正案が諮られる見込み。

#### 証券業界関連

メリルリンチ、最低一〇万ドルの預り資産で頻繁に売買する顧客を対象としたフィーベースの口座である「アセット・パワー・プログラム」の顧客に対し、同社のサービスへのオンラインによる二四時間アクセスを、先行しているディスクウェントブローカー等と同じようなコスト体系で提供する方針と発表。まだ大手フルサービス証券会社はインターネットを利用したオンライン取引サービスの提供は行っておらず、今後、他フルサービス証

券会社に同様の動きが現れる可能性も。なお、現在証券業界は、アドバイスを含むフルサービス会社と取引のみ実行するディスクヴァンターに二極分離しているが、メリルリンチは改めてアドバイス指向で行くことを強調。

### ミューチュアルファンド・年金等関連

大手ミューチュアルファンド会社バンガードグループのボーグル会長、演説で現在のファンド市場を批判。現在の市場では数社の企業を利用して手数料を支払うことなくして、ファンドの売買が可能になったため、投資家は多額の資金を短期間で投資し、利益を期待する等ギャンブル性を強めており、従来に見られた長期的な投資姿勢は見られなくなりつつあると非難。

ICIの発表によると、一〇月の株式ミューチュアルファンドへの資金流入は選挙後の見通し不透明から鈍り、流入額は前月比二五%減の推定一三〇億ドルにとどまった模様。しかし、一一月につ

九六年のSIAのアンケート調査によると、証券業界に対する一般投資家のイメージが改善していることが判明。九四%の投資家はブローカーに対し満足できると回答し、七一%（前年の調査では六三%）の投資家はブローカーのサービスは支払った手数料に対し見合った水準であるとしている。一方、証券業界の問題点として、五〇%（前年五四%）が「貪欲さ」を、四七%（前年五一%）が「自分達の利益を顧客の利益に優先すること」、四五%（前年五〇%）が「不正ブローカーの懲罰が不十分なこと」を指摘。なお、七六%の投資家が証券業界による投資家教育の必要性を訴えている。

その他

九六年の選挙結果を見越した資金が戻り始め、加えて選挙で民主党の大統領に共和党の議会という構図が再生されたのを受けて、再び資金流入が活発化しているとのこと。

セキユリティーズ・データ社によると、今年一二月までの株式発行額（新規公開、既存公開会社、クローズドエンドのミューチュアル・ファンド、不動産投資信託の新株発行を含む）は、好調な相場展開 投資家の強い需要に支えられ、九三年の一〇一三億ドルを抜き、一〇四五億ドルと過去最高へ。なお、ドイツ・テレコムのような民営化やロシア等のエマージング諸国など海外絡みの発行の増加も今年の特徴。

私募形式のジャンクボンド債の発行が急増し、従来型のジャンクボンド債の発行額を上回るとの観測。

SECルール一四四aに準拠した私募形式のジャンクボンド債の発行は二六八億ドルに達し、同期間の従来型のジャンクボンド債の二六三億ドルを上回っている。昨年の私募型の発行が一四一億ドル、従来型が二五四億ドルからわかるように、今まで私募型は従来型の半分以下の規模しかなかったが、今年になって私募形式の発行形態がジャンクボンド市場で主流と認識されてきたこと

になる。この背景としては、金利低下による高利回り運用という投資家側ニーズと従来型ならSECへの登録のため五一六週間待たなければならなかつたが、このルール一四四aでは機動的な発行が可能という企業側のニーズのマッチがあるとのこと。こういった私募形式のジャンクボンドの隆盛に対し、SECの登録がされていなかったり、リスクとの指摘があるが、私募形式の場合は洗練された投資家を対象としていることや活発な市場があることから支持する声も多い。

### Talk of the Town

△「ネクストベスター」第一弾△

アメリカン証券取引所、八月にベビーブーマーに続く投資家層とすることで発表した年齢二五—三四年で年収三万ドル以上の証券投資に積極的な世代「ネクストベスター（Nextvestors）」についての調査レポートの続編を発表。この調査結果によると、約六割が自分は金融について知識があり、自分の投資判断に自信があると表明。実際この層

でブローカーを利用しているのは三分の一程度だが、ブローカーに頼らない理由として、自分達は investment education をブローカーに期待するのに、ブローカーがコンサルト的な役割をするのを好まないことをあげる向きが多い。このレポートでは、こういう層にマーケティングするには、ブローカーは一層洗練し、個人的な関係を確立した上で、パートナーとして行動していくことが大切としている。